

加古川市斎場整備運営事業 基本協定書（案）

加古川市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、加古川市（以下「市」という。）と〔●●●●〕グループを構成する法人（〔代表企業名●●〕（以下「代表企業」という。）、〔構成企業名●●〕、〔構成企業名●●〕（以下併せて「構成企業」といい、「代表企業」と「構成企業」とを併せて「選定事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市が本事業の実施に係る事業者の選定手続（以下「本募集手続」という。）により選定事業者を選定したことを確認した上で、選定事業者と市との間の事業契約（次条において定義する。）の締結に向けて、選定事業者と市の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、設計施工請負契約及び指定管理基本協定を総称していう。
- (2) 「設計施工請負契約」とは、市と【設計施工企業名】との間で締結する「加古川市斎場整備運営事業 火葬炉設備整備業務 設計施工請負契約書」で定める契約をいう。
- (3) 「指定管理基本協定」とは、市と【運営企業名】との間で締結する「加古川市斎場整備運営事業 指定管理基本協定書」で定める協定をいう。
- (4) 「事業期間」とは、設計施工請負契約の効力発生日から令和24年3月31日までの期間をいう。
- (5) 「提案書類」とは、選定事業者が本募集手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他選定事業者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (6) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- (7) 「募集要領」とは、本事業に関し、令和●年●月●日に公表された募集要領並びに募集要領の添付資料及び付属資料から、要求水準書、審査基準書、基本協定書（案）及び設計施工請負契約書（案）、指定管理基本協定書（案）を除いたもの（その後の修正を含む）をいう。

（市及び選定事業者の義務）

第3条 市及び選定事業者は、市と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞ

れ誠実に対応する。

- 2 選定事業者は、提示条件を遵守の上、市に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、選定事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続における市の要望事項を尊重する。ただし、市の要望事項が、要求水準書、募集要領及び募集要領に対する質問及び回答書（以下「要求水準書等」という。）から逸脱している場合を除く。

（義務の委託又は請負）

第4条 選定事業者は、本事業に関する各業務の履行を以下のとおり担当する。

設計施工業務：【設計施工企業名】（以下「設計施工企業」という。）

運營業務（稼働準備業務及び維持補修業務を含む）：【運営企業名】（以下「運営企業」という。）

- 2 市と設計施工企業は、基本協定締結後速やかに、募集要領等に基づき、設計施工請負仮契約を締結する。なお、設計施工請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第17号）により加古川市議会において議決を得られた後、本契約を締結する。
- 3 市と運営企業は、設計施工請負契約が本契約として効力が発生した後、募集要領等に基づき、指定管理基本協定を締結する。なお、指定管理基本協定は、地方自治法第244条の2第6項により加古川市議会において議決が得られた後に締結する。
- 4 代表企業は、事業期間にわたり、本事業を円滑に進めるために全体統括・連絡調整を行うものとし、構成企業は、代表企業と協力し、各業務を円滑に進めるものとする。
- 5 代表企業は、本事業全体を統括する事業統括責任者を事業契約締結後速やかに選定し、市の承諾を受けることとする。事業統括責任者を変更する場合も同様に承諾を受けるものとする。なお、事業統括責任者は、代表企業と直接雇用関係にある者（直接雇用関係が3か月以上ある者）から選定するものとする。事業統括責任者は、市との連絡窓口として対応するほか、各業務責任者を統括し、本事業を円滑に進める役割を担うものとする。
- 6 選定事業者は、設計、施工、稼働準備、維持補修、運営の各業務において、業務責任者を、設計業務については事業契約締結後速やかに、その他の各業務については業務着手予定日の1か月前までに選定し、市の承諾を受けるものとする。これらの責任者を変更する場合も同様に承諾を受けるものとする。各業務責任者は、各業務を実施する構成企業から選定するものとし、各業務を複数の企業で実施する場合は、業務の主たる部分を担う構成企業から選定するものとする。業務責任者は、事業統括責任者と協力して各業務をまとめる役割を有するものであり、非常時の指示命令系統及び連絡体制を含む各業務の実施体制を構築し、業務を円滑に進めるものとする。
- 7 設計業務における管理技術者、施工業務における監理技術者（又は主任技術者）や現場代理人は、業務責任者を兼務することができるものとする。また、各業務が円滑に実施さ

れ、市が求める要求水準が適正に達成されることを条件に、各業務責任者の兼務を認めるものとする。

- 8 選定事業者は、各業務の実施にあたり、法令上定められた有資格者を配置するほか、関連する有資格者を積極的に配置し、品質確保・向上に努めるものとする。

(事業契約)

第5条 設計施工請負契約に係る本契約の効力発生前に、選定事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、選定事業者全員との間で本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。

- (1) 本募集手続に関し、選定事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、選定事業者若しくは選定事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、選定事業者と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく選定事業者に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 本募集手続に関し、選定事業者の役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- (4) 役員等（事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。)であると認められるとき。

- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (9) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第4号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 選定事業者が、第4号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第9号に該当する場合を除く。)に、市が選定事業者に対して当該契約の解除を求め、選定事業者がこれに従わなかったとき。
- 2 事業契約の効力発生までに、選定事業者において、募集要領に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業契約の仮契約を解除することができるものとする。
- 3 代表企業を除く構成企業が前項の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合には、市は事業契約の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、募集要領に従い、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する代替企業の補完を求める場合がある。
- 4 本条第1項及び第2項に掲げる場合のほか、設計施工請負契約の効力発生までに、選定事業者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他選定事業者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に市が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業仮契約を解除することができるものとする。

(準備行為)

第6条 選定事業者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。

(事業契約不成立の場合の処理)

第7条 事由を問わず事業契約の効力発生に至らなかった場合、既に市及び選定事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、次条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(解除並びに違約金等)

第8条 事業契約のいかなる定めにもかかわらず、事業契約の効力発生後に、第5条(事業契約)第1項各号のいずれかの事由が選定事業者が生じた場合、何らの催告を要することなく、市は、本協定及び事業契約を解除することができるものとし、選定事業者はこれに異議を述べず、また、事業予定者をして異議を述べさせないものとする。

2 市が、本協定を解除するか否か及び事業契約の効力発生の前後にかかわらず、選定事業者が第5条(事業契約)第1項各号の事由が生じた場合、当該各号の該当性に対し帰責性を有する者は、連帯して設計施工請負契約及び指定管理基本協定に基づき選定事業者から支払われる予定の請負代金及び指定管理料相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 前項の場合を除き、選定事業者のいずれかの責めに帰すべき事由により令和●年●月●日までに事業仮契約の締結に至らなかった場合、又は締結した事業仮契約を解除するに至った場合、市は、当該選定事業者に対し、本件請負代金及び指定管理料に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の5に相当する額を請求することができるものとする。

(秘密保持)

第9条 市は、本事業に関して知り得た選定事業者の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、加古川市情報公開条例第5条に規定する不開示情報以外の情報については、この限りでない。

2 選定事業者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3 選定事業者は、本事業を実施するため必要なものとして市の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して本事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、本事業に関して弁護士、公認会計士、税理士、又は金融機関、金融機関の弁護士に業務を委託する場合においては、市の承諾を要しない。

4 前項に基づき選定事業者が秘密を開示する場合においては、選定事業者は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 10 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、神戸地方裁判所を本協定に関する一切の裁判に関し第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、事業仮契約の締結若しくは事業契約の効力発生に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日又は締結した事業仮契約が解除された日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 7 条（事業契約不成立の場合の処理）、第 8 条（解除並びに違約金等）及び第 9 条（秘密保持）の規定の効力は存続するものとする。

【以下、本頁余白】

以上を証するため、本協定を●通作成し、市及び選定事業者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保持する。

令和●年●月●日

市 加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕 印

選定事業者 (代表企業)
住所
名称
代表者 印

(構成企業)
住所
名称
代表者 印